

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の規定に基づき、地方税共同機構に自動車税種別割の収納の事務を行わせるため、必要な様式の整備を行った。
- 2 不動産の取得に係る申告書の提出について一定の場合にはこれを要しないこととしたことに伴い、関係する様式を整理した。
- 3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得した施設に係る不動産取得税の減額措置の適用期限終了に伴い、減額の申請手続等について定めた規定及び様式の整理を行った。
- 4 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日